第六級	一、三三〇円	五一〇円	八二〇円	
第七級	一、六四〇円	六二五円	一、〇一五円	
第八級	一、九五〇円	七四五円	一、二〇五円	
第九級	二、二六〇円	八六五円	一、三九五円	
第一〇級	二、六三〇円	一、〇〇五円	一、六二五円	
第一一級	三、〇七〇円	一、一七五円	一、八九五円	

○農林水産省告示第四百四十五号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一分五厘」を「年一分六厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百四十六号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「零」を「年五毛」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百四十七号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一分五厘」を「年一分六厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町今田字栩谷一七〇五の一・一七〇五の三・一七〇五の四・字深谷二二九九の一・二二七九の二・二二八〇の一・二二八四の一・二二八五の一・二二八七の一・二二八七の二・二二八八から二二九〇まで（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、二二八〇の二、二二八四の二、二二八五の二

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　農道用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町今田字深谷二二八五の一・二二八六の一・二二八七の一・二二八七の三・二二九〇・二二九一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　林道用地とするため

三　(一)　解除に係る保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町今田字深谷二二七九の一・二二八五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市天瀬町馬原字松川四二の五、四二の七、四二の一一、四二の一二、字桑釣九三の六、大字求来里字国ケ迫二一九九の七から二一九九の一一まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県新城市豊栄字雷沢一四五三の三三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛知県新城市大宮字長頭貝津一〇の五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛知県新城市豊栄字石松一二八二の二、一二八二の六、字雷沢一四五三の三四

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市宮石町字アマカタ二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県喜多方市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福島県西白河郡西郷村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　国立公園事業用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福島県西白河郡西郷村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）